(d) 公共卸売市場において提供されるもの	5 教育サービス A 初等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（九二一〇＊＊、九二一九）	B 中等教育サービスであって学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（九二二一、九二二二、九二二三）
(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 (4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人（注）が設置しなければならない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 (4) 約束しない。
(1) 約束しない。＊ (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。

注2 様々な提供の態様にいかなる市場アクセスの制限も約束しないという資格、単位、種別、学位又は学校そのものの認証はさらなる解釈なしに適用されるものとする。	C 高等教育サービス（注1）（注2）（注3）（注4）（九二三一、九二三九） 注1 日本国において提供されるC初等教育サービス、中等教育サービス及び高等教育サービスであって学校教育機関が提供するものは、日本国の法律に基づき設置される小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、盲ろう学校及び幼稚園をいう。	注3 学校教育機関は、学校法人が設置しなければならないとの解釈なしに適用されるものとする。
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

注4
様々な提供の態様にいかなる市場アクセスの制限も約束しないという資格、単位、種別、学位又は学校そのものの認証はさらなる解釈なしに適用されるものとする。